

業務委託仕様書

1. 業務委託名称

令和7年度住之江区人生会議（ACP）普及啓発研修業務委託

2. 履行期間

契約締結日から令和8年2月27日まで

3. 履行場所

本市指定場所

4. 研修実施の目的

高齢化がピークに達し 85 歳以上が 1,000 万人を超える 2040 年に向け、人生の最終段階における医療・ケアについては、患者本人・家族等による意思決定を尊重する対応が必要である。そのためには、医療・ケアを受ける本人が、事前に家族等や医療・ケアチームと話し合いを行う必要がある。この話し合いは、アドバンスド・ケア・プランニング（ACP）と呼ばれ、通称「人生会議」として、国からその取り組みを推奨されている。

令和4年度に実施した大阪市高齢者実態調査（本人調査）において、万が一治る見込みのない病気になった場合の、人生の最終段階を過ごしたい場所として自宅を希望する人は 45.1%であるが、自宅で死亡した人は 23.6%にとどまっている。また、看取り期・人生の最終段階において、最期の場面の救急搬送のほか、医療行為（点滴、経管栄養、吸引）や無理な食事介助など、本人の意思が尊重されないケースがみられる。このような状況の中、同調査において、「人生会議（ACP）」について「名前も内容も知らない」との回答が 87.1%と、非常に高い状況にあった。「人生会議（ACP）」を普及啓発することは、本市において在宅医療を進めて行く上でとても有効な取り組みになるものである。

次のとおり、人生会議の普及啓発研修を開催するものである。

5. 研修目標

医療・介護現場における多職種を対象に、人生会議（ACP）について考えるきっかけとして重要となる、看取りを行うことに対する不安や、看取りに関する話し合い、本人の意向把握の重要性などについて、VR技術を導入し、現実世界で実現が難しいシチュエーションでもバーチャルな空間で疑似体験することで理解を深めることで、人生会議の普及啓発を行う。

6. 受講対象者及び人数

住之江区内の医療機関及び介護事業所等における在勤者 40 名程度×1開催

7. 研修手法及び内容

(1) 研修手法

VR機器を活用した体験型研修及び Web 会議システムを活用し会場とファシリテーターをオンラインで繋いだハイブリッド研修とし、受注者のファシリテーションのもと、救急搬送時や看取りの体験を通じて人生会議（ACP）について意見交換を行う。

また研修は履行期間中に1開催とし、研修の全体時間は2時間程度とする。

(2) 研修内容

ア. VR体験プログラムを使用した人生会議（ACP）に関する啓発セミナー。

以下に示す2つのテーマについて、それぞれVR体験プログラムを使用し、ACPを進めて行く上で重要となる、本人の意思を尊重した看取りに必要な知識と心構えを学習する。

① 「救急医療における心肺蘇生」

救急搬送のVR一人称体験などにより、在宅での急変時における本人の視点に立って、本人の意向を大事にすることが大切であることを理解する。

② 「看取りのドキュメンタリー」

人生の最終段階におこる状態変化・亡くなるまでの過程を学ぶ。

- ・本人の意思確認や家族との共有方法
- ・終末期に至るまでの推移のイメージ
- ・「自然な死」においても生じる症状と対処方法
- ・家族と一緒に終末期を意識し見通しを共有することの重要性

イ. グループワーク

グループワーク研修での議論が活発化することを目的として、VR体験を通じて感じた看取りに対する考え方について、想いや不安など他の受講者と共有し、人生会議（ACP）の必要性について理解を深めるためグループディスカッションを実施。

8. 委託内容

受注者は「7. 研修手法及び内容」に沿った研修を実施すること。また、研修の実施に当たっては次の事項に従うこと。

(1) 業務実施に関する事項

研修の開催場所は原則として「すみのえ舞昆ホール（住之江区役所2階）」とするが、より効果的な研修実施を目的として受注者が提供する場所（大阪市内）での実施も可とする。その場合、受注者が提供する場所で実施する際に必要となる経費は契約金額に含まれるものとする。

なお、打合せを行った際には、速やかに議事要旨を発注者へ提出し、発注者の承認を得ること。

(2) 業務詳細

ア. 業務実施計画書の作成及び提出

本業務を実施するに当たって、業務管理責任者を含む実施体制や、実施スケジュールを含めた業務実施計画書を作成し、契約締結後速やかに発注者に書面で提出すること。

イ. 研修の企画立案

研修の日程及び開催時間については、「7. 研修手法及び内容」を基本としながら、発注者と受注者との間で協議の上、決定すること。

発注者と十分な打合せ等を行い、事前に発注者と協議・確認の上、研修実施日の1か月前までに研修全体の詳細を記載した研修計画書を提出し、発注者の承認を得ること。なお、契約締結の日から研修実施日の初日までの間が1か月に満たない場合は、発注者と協議の上、当該提出期日を決めるものとする。

ウ. 教材準備

受注者はVRを活用した研修を実施するために必要な資料及び機器を受講者が使用できる数量を用意すること。

(3) 研修の実施及び運営

ア. 講義、VR体験、グループワーク・発表などの手法を取り入れ、具体的で実践的な研修内容とし、効果的な知識習得を図ること。

イ. 研修の進行に際しては、受講者が活発・積極的な討議を実施できるような工夫をすること。

ウ. ハイブリッド研修実施にあたり、研修会場のインターネット環境と音響の確認などの事前接続確認作業を発注者と十分に調整し、受注者において実施すること。

エ. 研修実施日における運営及びVR機材の設置・設定並びに終了後の撤収作業は発注者により行う。ただしその手法については、事前に発注者と十分に調整し、受注者においてもサポート体制を整えておくこと。

(4) 研修用教材の納品

研修用教材の納品は、発注者の指定する場所に納品すること。また、納品日については、発注者と協議の上、決定するものとする。なお研修用教材の配送にかかる費用は受注者において負担するものとする。

(5) 研修資料

受講者の理解を補助する教材として、必要に応じて研修の内容を網羅した資料を作成すること（講義の際にスクリーン等に投影する資料でも可）。当日は、受講者と事務局の人数分印刷したものを用意すること。なお、スクリーン等に投影する資料の場合は、データ形式について事前に発注者と調整を行い決定すること。

9. その他

(1) 受注者は、契約書及び仕様書に基づき、常に発注者と密接な連絡を取り、その指示に従うこと。研修受講人数は、当日の欠席等により減少する場合があるが、人数変更に伴

う契約変更は行わない。

- (2) 研修実施にあたり必要な事項は、十分協議のうえ決定すること。
- (3) 契約締結後に研修日程の調整を行うが、本市が仕様書等で指定している期間内で複数の候補日を提示できるようにすること。
- (4) 本業務により作成する資料は、第三者が権利を有する著作物（写真、地図等）を使用する場合には、著作権、肖像権等に厳重な注意を払い、当該著作物の使用に関して費用の負担を含む一切の手続きを受注者において行うものとする。
- (5) 本仕様書に基づく業務に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争等の原因が専ら発注者の責に帰する場合を除き、受注者は自らの責任と負担において一切の処理を行うものとする。
- (6) 地震などの災害や事件などの危機事象発生時においては、受講者の安全確保を第一に発注者の指示に従い、適切に対応すること。また、次の場合においては研修を実施しないこととする。なお、振替等については別途調整すること。
 - ・ 午前の開催の場合は午前 7 時時点、午後の開催の場合は午前 11 時時点において、大阪管区気象台が大阪市内に「特別警報」「暴風警報」を発表している場合。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議すること。

10. 障がいのある人への合理的配慮の提供に関する研修等の実施

受注者は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)に基づき、合理的配慮の提供が適切になされるよう、大阪府が定めた「大阪府における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を踏まえた、従事者向けの研修等を実施すること。また、「令和 7 年度 障がいを理由とする差別の解消の推進のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書」(別紙)を研修実施後速やかに発注者に提出すること。

11. 担当者

大阪市住之江区役所保健福祉課（健康支援） 久堀

〒599-8601 大阪市住之江区御崎 3 丁目 1 番 17 号 住之江区役所 3 階 31 番

電話番号：06-6682-9882

令和7年度 障がいを理由とする差別の解消の推進
のための合理的配慮の提供に係る研修実施報告書

1. 事業者名等

事業者名			
担当者名			
連絡先			

2. 研修内容

月日	講師・研修方法等	時間 (分)	対象（受講人数）

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車グリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
(1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
(2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ
大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電 話：０６－６６１５－７９６５

暴力団等の排除に関する特記仕様書

- 1 暴力団等の排除について
 - (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
 - (2) 受注者は、条例第 7 条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。
また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
 - (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第 9 条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
 - (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかったと認めるときは、条例第 12 条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
 - (5) 受注者は第 3 号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
 - (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。
- 2 誓約書の提出について
受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要でない判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の住之江区役所総務課（コンプライアンス担当：０６－６６８２－９６２５）に報告しなければならない。

公正な職務の執行の確保に関する特記仕様書

(条例の遵守)

第1条 受注者および受注者の役職員は、本契約に係る業務（以下「当該業務」という。）の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（住之江区役所総務課）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（住之江区役所総務課）へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取扱い)

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(発注者の解除権)

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること

再委託に関する特記事項

1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。

5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。